

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します。



～違反対象物公表制度～

運用開始

平成30年

4月1日

違反対象物公表制度とは

利用者が建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう重大な消防法令違反をホームページに公表する制度です。

● 公表の対象となる建物は

飲食店、物品販売店やホテル等、不特定多数の方が利用する建物や病院、福祉施設等一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

● 公表の対象となる違反は

消防法令により設置が義務付けられている次の設備が設置されていない場合です。

屋内消火栓設備

スプリンクラー設備

自動火災報知設備

● 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間、継続します。

● 公表の方法は

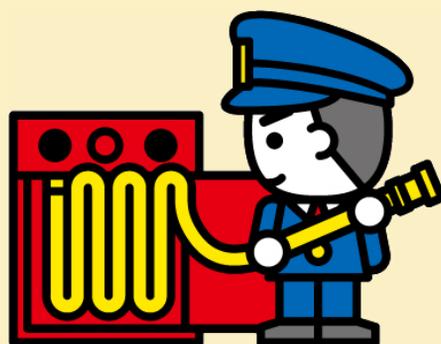
太田市（消防本部）のホームページへ掲載します。

● 公表する内容は

①建物の名称 ②建物所在地 ③違反の内容

● 建物関係者の皆様へ

所有・管理する建物で、用途変更・増改築・建物の接続などにより上記設備が必要になる場合がありますので、工事を行う場合には、事前に最寄りの消防署へご相談ください。



お問い合わせ先

太田市消防本部

検索



予防課 0276-33-0202

中央消防署 32-6119

西部消防署 56-8119

東部消防署 40-2119

大泉消防署 62-3119